

市会訓令甲第3号

市会事務局

京都市会公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市会議長 田中 セツ子

第31条第1項本文中「文書保存ファイル（第7号様式）」を「ファイル」に改め、同項ただし書きを削り、同条第2項中「文書保存ファイル」を「前項の規定により完結文書をとしたファイル（以下「文書保存ファイル」という。）」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、これにより難い場合は、文書保存ファイルの背表紙に、当該ファイルにとじる完結文書の保存期間に応じ、次に掲げる色の印を付ければ足りる。

第31条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第36条第1項中「第8号様式」を「第7号様式」に改める。

第7号様式を削り、第8号様式を第7号様式とする。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

（市会事務局政務調査課）